

## 参考例 保険料が年間43,600円の場合

※平準化により年間の保険料額が変わることはありません。

※平準化を行う時点では、当該年度の年間保険料額は確定していませんので、前年度と同額と仮定して計算しています。

### 令和2年度

・1回あたりの天引き額が仮徴収額と本徴収額で約10,000円の差があります。

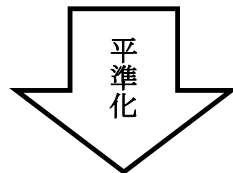
仮徴収			本徴収		
令和 2年4月	令和 2年6月	令和 2年8月	令和 2年10月	令和 2年12月	令和 3年2月
1,900	1,900	1,900	12,700	12,600	12,600



### 令和3年度

《平準化しない場合》  
・仮徴収額と本徴収額の金額の差が残ったままになります。

仮徴収			本徴収		
令和 3年4月	令和 3年6月	令和 3年8月	令和 3年10月	令和 3年12月	令和 4年2月
12,600	12,600	12,600	2,000	1,900	1,900



仮徴収額と本徴収額がほぼ同じになるように6月と8月の仮徴収額を調整します。

### 《平準化する場合》

・仮徴収額と本徴収額の1回あたりの天引き額がほぼ同じになります。

仮徴収			本徴収		
令和 3年4月	令和 3年6月	令和 3年8月	令和 3年10月	令和 3年12月	令和 4年2月
12,600	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>



### 令和4年度

・翌年度以降、仮徴収額と本徴収額の間で大きな金額の差は生じなくなります。

仮徴収			本徴収		
令和 4年4月	令和 4年6月	令和 4年8月	令和 4年10月	令和 4年12月	令和 5年2月
<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	8,400	8,300	8,300